

支援制度の概要

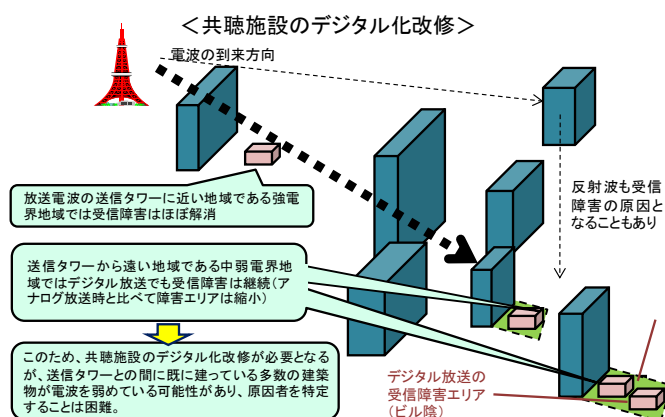
1. 受信障害対策共聴施設へのデジタル化支援

全国に約5万施設、約606万世帯が利用している受信障害対策共聴施設については、原因者の特定が困難である等のため、デジタル化が進展していない状況にあります。このため、施設のデジタル化改修等について、国がその費用の一部を補助する等支援を行うものです。

(1) 共聴施設のデジタル化支援

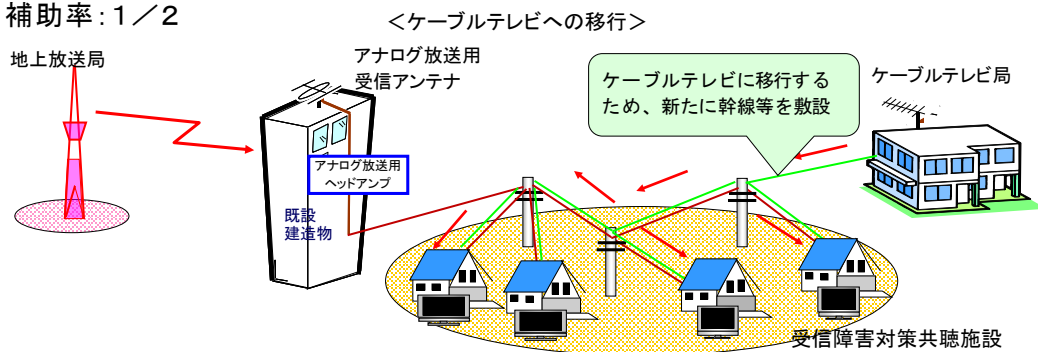
ア. 共聴施設の改修・無線共聴（ギャップファイラー）への置換

- (ア) 事業主体：共聴施設の管理者
（民間法人等を経由して補助）
- (イ) 補助対象：受信点設備、幹線設備の改修費等
- (ウ) 補助率：1/2



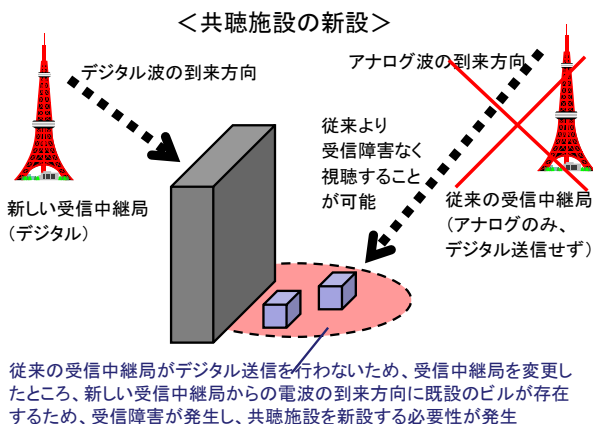
イ. ケーブルテレビへの移行

- (ア) 事業主体：共聴施設の管理者（民間法人等を経由して補助）
- (イ) 補助対象：事業主体が有線テレビジョン放送事業者等との契約時に必要となる初期費用（幹線工事費、引き込み工事費、宅内工事費、契約料）
- (ウ) 補助率：1/2



ウ. 共聴施設の新設

- (ア) 事業主体：共聴施設の管理者※
（民間法人等を経由して補助）
※受信障害地域で組織される団体の代表者
- (イ) 補助対象：受信点設備、幹線設備の設置費等
- (ウ) 補助率：2/3



(2) 技術審査等

(ア) 事業主体:民間法人等

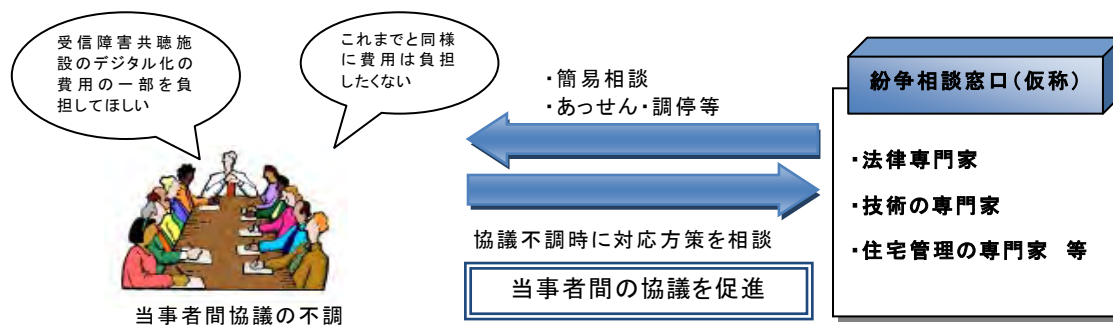
(イ) 補助率:10/10

(3) 紛争相談窓口(仮称)の設置・運営

(ア) 事業主体:民間法人等

(イ) 補助率:10/10

<紛争相談窓口(仮称)の設置・運営>



2. 共同住宅共聴施設へのデジタル化支援

全国の約200万棟、約1900万戸の共同住宅のデジタル化対応促進のため、デジタル化対応費用が著しく過重となる場合を対象に、施設のデジタル化改修及びケーブルテレビへの移行について、国がその費用の一部を補助するものです。

(1) 共同住宅(集合住宅)共聴施設のデジタル化支援

(ア) 事業主体:共聴施設の管理者(民間法人等を経由して補助)

(イ) 補助対象:

《共聴施設の改修の場合》

受信点設備、幹線設備の改修費等

《ケーブルテレビ移行の場合》

有線テレビジョン放送事業者等との契約時に必要な初期費用

(ウ) 補助率:1/2

(2) 技術審査等

(ア) 事業主体:民間法人等

(イ) 補助率:10/10

